

キッチンカー及び物販用トレーラーの貸し出し開始のお知らせ



村の特産品PR活動、または地域活性化のための活動を行う村内の個人又は団体に対し、村が所有している移動販売車を無料で貸し出します。

■対象となる活動の例

- ・筑北村の産物の販売およびPR活動
- ・筑北村において製造、加工されている商品の販売およびPR活動
- ・村内活性化のための地域活動

■貸出車両

車両名	車両番号
トヨタ ライトエース	松本 800 す 3633
物販用トレーラー	

■装備

<キッチンカー>

・3層シンク・給排水タンク（200ℓ）・台下冷蔵庫・冷凍ストッカー（41ℓ）・ホットショーケース・エアコン・換気扇・外付けカウンター・2,800w 発電機※オールステンレス仕様



<物販用トレーラー>

・2層シンク・給排水タンク（20ℓ）・ホットショーケース・冷凍冷蔵庫（家庭用）・換気扇・エアコン・外付けカウンター・看板



■貸出期間

3日以内

※村が公務で使用する場合は貸し出しできません。

■申請方法

使用する7日前までに所定の様式で申請してください。

■負担

- ・交通事故が発生した場合は、村が加入している保険の範囲内で対応します。保険による補填を超える分は、使用者の負担となります。
- ・交通事故以外で破損した場合は、使用者の負担で原状回復してください。
- ・運転者および同乗者の保険については、使用者で負担してください。
- ・使用後は、使用した分のガソリンを補給し、清掃して返却してください。

■その他

- ・詳細については、筑北村移動販売車等の貸出しに関する要綱をご確認ください。
- ・移動販売車で調理したものを販売する場合は、食品営業許可が必要となります。
- ・火気器具等を使用する場合は、あらかじめその旨を消防署長へ届け出が必要となります。
- ・営業許可の有無にかかわらず、飲食の提供を行う場合は、食品衛生に係る責任者の設置が必要となります。

■問合せ先

総務課総務係

☎66-2111（代表）